

5 管理運営方針

5.1 維持管理の考え方

現在のまほろば健康パークの維持管理方針は以下のとおりである。(一部抜粋)

- ・関係法令を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施すること。
- ・設備等の保全台帳を整備するとともに、施設が有する機能及び性能等を保つこと。
- ・創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務実施に努めること。
- ・ライフサイクルコストの削減に努めること。
- ・施設の運営に対応した維持管理を行うこと。

上記内容を踏まえ、機能強化区域においても、施設の機能を損なうことなく、利用者が安心・安全に利用できるよう、適切に維持管理を行う。

主には施設管理と植物管理を対象に、機能強化区域の特性を踏まえながら維持管理を行うものとし、概ね以下の内容を検討している。

表 5.1 維持管理内容

項目	内容
建築物保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な維持管理計画に基づき、点検、保守、修繕、更新等を実施する
建築設備保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設に設置した電気設備、空気調和設備、給排水衛生設備について、適切な維持管理計画に基づき、運転、監視、点検、保守、修繕及び更新等を実施する
備品等保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置した備品等について、点検、保守、修繕及び更新等を実施し、常に良好な状態を維持する
遊具等の保守管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置した遊具について、点検、保守、修繕及び更新等を実施し、利用者が常に安全に利用できる状態を維持する
清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、本施設における公共サービスが円滑に提供され、施設の利用者が安全かつ快適に利用できる環境を維持する
植栽管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区域内の植栽の保護、育成及び剪定等を行い、適切な状態に保つ
警備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の秩序及び規律の維持、盗難、破壊等の犯罪の防止、火災等の災害の防止、財産の保全及び利用者の安全を確保する
環境衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が快適に施設を利用できるように、適切な衛生環境を保つ
修繕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の機能及び性能を維持し、施設における公共サービスが円滑に提供され、利用者が安全かつ快適に利用できる状態を維持する

5.2 運営の考え方

現在のまほろば健康パークの運営方針は以下のとおりである。(一部抜粋)

- ・関係法令を遵守し、必要な手続きを行い、業務を実施すること。
- ・子どもから高齢者まで、あらゆる年齢の誰もがいつでも気軽に利用できる健康増進施設・リハビリテーションの中核施設として運営すること。
- ・バリアフリー等ユニバーサルデザインに配慮した、全ての人に優しい福祉型スポーツ施設として運営すること。
- ・施設利用者のニーズに応え、リーズナブルで利便性の高いサービスを提供すること。

上記内容を踏まえた上で、機能強化区域においては、民間活力を最大限取り入れた手法を活用し、利用促進に繋がる運営を行う。

特に、子どもの成長段階に応じた遊び・運動のサービスを提供し、体力向上やスポーツへの興味を持つきっかけとなることを目指し、概ね以下の内容を検討している。

表 5.2 運営内容

項目	内容
利用受付・料金徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・施設利用の受付及び利用料金の徴収を適正に行うとともに、利用者に対して必要な対応を行う
各種プログラム等の企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に応じ、子どもたちやその親が楽しみながら遊びや運動、スポーツに取り組めるプログラム等を企画・運営する ・幅広い年齢層を対象に、運動に馴染みのない人でも気軽に参加でき、楽しみながら健康づくり・体力づくりが可能なプログラム等を企画・運営する
イベント企画・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心に遊びや運動を通じたスポーツの楽しさを伝えるイベントを企画・運営する
情報発信・広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページや SNS 等を活用し、施設利用状況やイベント情報等を提供し、県民が来園したくなる仕掛けとして運用する
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・来園者等の急な病気、けが、災害発生時等に対応できるよう安全管理を行う

機能強化においては、都市公園であることを踏まえつつ、利用者に提供するサービスとしての公益性や受益者負担などの観点から、各導入施設の利用料金を設定する。

現時点では、乳幼児や子ども向けの遊戯施設やスポーツ施設、カフェ・レストランについては有料とすることを想定し、今後、機能強化に係るコストの精査と合わせて詳細を決定するものとする。

導入施設		料金設定の考え方	
ゾーン	施設	利用料金の有無	料金設定の方針
子ども遊びゾーン	乳幼児用屋内・屋外遊戯施設	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
	わんぱく遊具広場	無料	—
	イベント広場	無料	—
	子どもの屋内遊戯施設	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
	子どもの屋外遊戯施設	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
	フィールドアスレチック	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
スポーツ子どもゾーン	多目的広場	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
	屋根付き人工芝広場	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
	クラブハウス	有料	公共性を踏まえた料金設定とする
	メイン大通り	無料	—
エントランスゾーン	青空広場	無料	—
	みんなの広場	無料	—
	カフェ・レストラン	有料	民間収益事業の特性が強く、制約なし
	総合インフォメーション管理棟	無料	—
	駐車場	無料	(将来的には有料化も検討)

図 5.1 各導入施設の料金設定の考え方